土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和８年11月６日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同月20日から同年12月10日まで縦覧に供する。

令和８年11月20日

香川県知事　池　田　豊　人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）半田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）相作地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）夫婦塚５号地区
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中央地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）篠尾地区
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）御殿場地区
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川久保地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）道南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岡崎地区